

新規上場申請のための四半期報告書

(第6期第3四半期)

自 2022年3月1日

至 2022年5月31日

株式会社プログリット

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	4
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	4
(5) 大株主の状況	4
(6) 議決権の状況	5
2 役員の状況	5
第4 経理の状況	6
1 四半期財務諸表	7
(1) 四半期貸借対照表	7
(2) 四半期損益計算書	8
第3 四半期累計期間	8
2 その他	12
第二部 提出会社の保証会社等の情報	13

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年8月24日
【四半期会計期間】	第6期第3四半期（自 2022年3月1日 至 2022年5月31日）
【会社名】	株式会社プログリット
【英訳名】	PROGRIT Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 祥吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町2丁目10番1号 東京交通会館ビル5階
【電話番号】	03-6381-7760（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 管理部長 谷内 亮太
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町2丁目10番1号 東京交通会館ビル5階
【電話番号】	03-6381-7760（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 管理部長 谷内 亮太

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第6期 第3四半期累計期間	第5期
会計期間		自 2021年9月1日 至 2022年5月31日	自 2020年9月1日 至 2021年8月31日
売上高	(千円)	1,646,637	1,981,101
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	236,263	△46,911
四半期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	161,274	△76,826
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	118,454	83,454
発行済株式総数	(株)	3,444,627	3,398,022
純資産額	(千円)	383,895	159,324
総資産額	(千円)	1,369,785	1,032,917
1株当たり四半期純利益又は1株当たり 当期純損失(△)	(円)	46.95	△22.89
潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	27.9	15.3

回次		第6期 第3四半期会計期間
会計期間		自 2022年3月1日 至 2022年5月31日
1株当たり四半期純利益	(円)	15.04

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、第5期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額は配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 当社は、第5期第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第5期第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績に関する説明

当第3四半期累計期間における当社を取り巻く経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症のパンデミック開始以降、変異株を含めた感染拡大の長期化が懸念されており収束時期も見通せないことから先行き不透明な状況が続いております。2021年と比較し渡航制限に対して緩和傾向にあるものの足許の円安傾向も影響し、個人の海外渡航への意欲は未だ低迷している状況です。このことから依然として個人の目先の英会話スキル習得の緊急性は低く、足許の英語学習市場において事業拡大を図っている短期集中型スクールの成長も鈍化していると見ております。

しかしながら、国内市場の縮小や少子高齢化への懸念を持つ企業の海外市場への進出、グローバル人材の確保といった中長期的視点での英語学習への意欲は依然として高く、期待した成果を上げられなかった従来型の英会話サービスから英語コーチングサービスへの乗り換えの動きも散見されるようになりました。また、個人での英語学習だけでなく、従業員育成・福利厚生の一環として英語学習の導入を検討する企業のニーズも存在することから、中長期的な英語学習市場は堅調に推移していると見ております。

このような環境の中、当社におきましては、英語コーチングサービス「プログリット」において、集中学習によって飛躍的に英語力を向上させるために、①顧客ごとにカスタマイズしたカリキュラムの設計、②英語学習を継続させる習慣を身につけるためのコンサルタントによるサポート、という主に2つの特徴において、継続的な品質向上と改善に取り組んでおります。

「プログリット」の個人顧客の獲得に尽力する一方で、法人顧客の獲得は堅調に増加いたしました。また、当第3四半期にて2周年を迎えたサブスクリプション型のサービスである「シャドテン」の累積数は増加の一途を辿り、個人顧客へのコーチングサービスに次ぐ大きな収益源となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は1,646,637千円、営業利益は237,965千円、経常利益は236,263千円、四半期純利益は161,274千円となりました。

なお、当社は「英語コーチング事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

②財政状態の状況

(資産)

当第3四半期会計期間末における総資産は1,369,785千円となり、前事業年度末に比べ336,867千円増加しました。これは主に、現金及び預金が401,741千円増加し、未収還付法人税等が38,112千円、敷金が21,639千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債合計は985,889千円となり、前事業年度末に比べ112,296千円増加しました。これは主に、未払法人税等が87,384千円、契約負債(旧前受金)が76,149千円増加し、未払金が56,871千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は383,895千円となり、前事業年度末に比べ224,570千円増加しました。これは資本金が35,000千円、資本剰余金が35,000千円それぞれ増加し、利益剰余金が154,570千円増加したことによるものであります。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における会計上の見積りを当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年5月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年8月24日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	3,444,627	3,444,627	非上場	完全議決権株式であり、株主として権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 (注)
計	3,444,627	3,444,627	—	—

(注) 2022年7月13日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年3月1日～ 2022年5月31日	0	3,444,627	0	118,454	0	115,454

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,444,200	34,442	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 427	—	—
発行済株式総数	3,444,627	—	—
総株主の議決権	—	34,442	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間（2022年3月1日から2022年5月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年9月1日から2022年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年8月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	437,649	839,391
売掛金	19,330	30,214
商品	19,014	15,073
貯蔵品	1,831	1,384
前払費用	47,304	45,874
その他	40,569	108
流動資産合計	565,699	932,047
固定資産		
有形固定資産		
建物	139,128	128,428
工具、器具及び備品	5,369	4,553
有形固定資産合計	144,498	132,982
無形固定資産	463	142
投資その他の資産		
出資金	20	20
長期前払費用	362	814
繰延税金資産	83,554	87,099
敷金	237,519	215,879
その他	800	800
投資その他の資産合計	322,256	304,613
固定資産合計	467,218	437,738
資産合計	1,032,917	1,369,785
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,520	10,414
1年内返済予定の長期借入金	111,417	114,321
短期借入金	8,300	10,000
未払金	115,351	58,479
未払費用	60,035	59,080
未払法人税等	1,541	88,925
前受金	327,961	—
契約負債	—	404,110
預り金	16,838	22,732
賞与引当金	41,397	20,726
その他	12,203	34,919
流動負債合計	700,565	823,710
固定負債		
長期借入金	168,534	157,685
資産除去債務	4,493	4,493
固定負債合計	173,027	162,178
負債合計	873,593	985,889
純資産の部		
株主資本		
資本金	83,454	118,454
資本剰余金	80,454	115,454
利益剰余金	△6,091	148,478
株主資本合計	157,816	382,387
新株予約権	1,508	1,508
純資産合計	159,324	383,895
負債純資産合計	1,032,917	1,369,785

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自2021年9月1日 至2022年5月31日)
売上高	1,646,637
売上原価	552,588
売上総利益	1,094,048
販売費及び一般管理費	856,083
営業利益	237,965
営業外収益	
ポイント還元収入	311
印税収入	232
利子補給金	229
その他	258
営業外収益合計	1,032
営業外費用	
支払利息	2,584
その他	149
営業外費用合計	2,733
経常利益	236,263
特別損失	
固定資産除却損	0
特別損失合計	0
税引前四半期純利益	236,263
法人税、住民税及び事業税	74,989
法人税等合計	74,989
四半期純利益	161,274

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、プログラムコースの収益認識において、従来は顧客のプログラム開始日からプログラム終了日までの期間の経過により収益を認識しておりましたが、顧客の休会期間や当社の非営業期間を除いた役務の提供期間において、進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。

また、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は7,482千円増加し、売上原価は2,767千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ10,249千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は6,704千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、第1四半期会計期間より「契約負債」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自2021年9月1日
至2022年5月31日)

減価償却費及びその他の償却費

12,949千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 2021年9月1日 至 2022年5月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2021年10月29日付で、株式会社シグマクシス・インベストメントと株式会社協和より、第三者割当増資の払込を受けました。この結果、第3四半期累計期間において、資本金及び資本剰余金がそれぞれ35,000千円増加し、第3四半期会計期間末において、資本金が118,454千円、資本剰余金が115,454千円となっております。

【セグメント情報等】

第3四半期累計期間（自 2021年9月1日 至 2022年5月31日）

当社は、英語コーチング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

(顧客との契約から生じる収益を分解した情報)

売上高はすべて顧客との契約から生じたものであります。また、当社は英語コーチング事業の単一セグメントであり、財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

当第3四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年5月31日)	
英語コーチングサービス	1,304,025
サブスクリプション型英語学習サービス	342,612
顧客との契約により生じる収益	1,646,637
外部顧客への売上高	1,646,637

(注) 英語コーチング事業は英語コーチングサービスとサブスクリプション型英語学習サービスの2つのサービスにより構成されております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年5月31日)
1株当たり四半期純利益	46円95銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	161,274
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	161,274
普通株式の期中平均株式数(株)	3,434,762
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年8月15日

株式会社プログリット

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

池内基明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

原貞恒一郎

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社プログリットの2021年9月1日から2022年8月31日までの第6期事業年度の第3四半期会計期間（2022年3月1日から2022年5月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年9月1日から2022年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社プログリットの2022年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上